

## 第37回酪農海外現地実務研修会報告

## EU共通農業政策と乳価決定システムについて

本会は昨年10月17日～29日の13日間、「第37回酪農海外現地実務研修会」を開催し、農協組合長・全国連・指定団体・乳業者ら14人が参加した。訪問先はフランス及びベルギーの行政・酪農関係団体・乳業者・酪農家等で、各訪問先とも非常に丁寧に應對してくれた。今号では、特にEUの共通農業政策と乳価決定システムについて報告する。

## ● EUの共通農業政策変遷と最近の酪農危機への対応

EUの共通農業政策(CAP)は、農業生産性の向上・農村の公正な生活水準の確保・市場の安定・供給の保証等、第二次世界大戦後からの食糧供給態勢確立を目的に成立してきたが、その後一貫して継続的な改革の途上にある。その改革の背景は、生産過剰・対外通商交渉・EU加盟国の拡大等、時代の変化に対応するためのものである。

99年改革(アジェンダ2000)では、国際競争力を強化しWTO交渉への対応を図り、クロスコンプライアンス(環境規制)と農村振興策政策が確立され、酪農関連では乳製品の介入買入価格の引き下げ(バター15%・脱脂粉乳15%)が実施された。続く03年改革では、直接支払を生産と切り離すデカップリング(後の農場単位の単一支払の導入)や農村振興政策への財源移転(モジュレーション)が義務化され、酪農関連ではバターの介入価格の更なる引き下げ(25%)が実行された。直近の08年ヘルスチェックは、03年改革の実施状況評価と必要な調整であり、「改革」や「中間見直し」という呼称は避けられているが、酪農関連では、03年改革で定められた生乳クォータを2015年までに廃止し、そのソフトランディングのため年1%ずつクォータを拡大することが決定(確認)され、乳製品についてはバター3万トン・脱脂粉乳10.9万トンの介入限度が明確化された。

しかし、08年ヘルスチェックは、当時の世界的な原材料・資源の逼迫と高水準の国際価格がある程度持続することを前提としており、その後のいわゆる「リーマンショック」に端を発する金融危機の影響による世界的な需要の「蒸発」により、EUは09年1月から輸出補助金を再開し、介入買入の期間延長や数量の上積み

を行った。このことを他の乳製品輸出国は批判しWTO交渉への影響も懸念されたが、09年10月以降、乳製品国際価格の上昇を受け、輸出補助金は早くも減額され、その後打ち切られている。また、訪問期間中には酪農に対して2億8千万ユーロの緊急対策が発表されるなど、市場環境やEU域内の変化に即応し選択可能な施策と各国間の調整を機動的かつ猛スピードで実施できる柔軟性と能力には驚かされるばかりである。

## ● 乳価決定システムについて

今回の酪農危機と酪農家による直接行動には、EU内での乳価決定の仕組みも関係していると考えられる。

EU内での乳価決定の仕組みは大きく3つに分けられる。まず、国レベルに「協議会」を設置し、生産者・乳業者の組合からの代表者や、場合によっては政府やその他の職業組合の関係者を参加者として乳価を決めるシステムである。この際の価格の算出方法は、チーズをはじめとする乳製品価格などを数理モデルにインプットし、それを基にネゴシエーション(交渉)を行うものである。この方式はEU内生乳生産量の15～20%で採用されており、フランス・スイスで見られる。フランスでは4半期毎にこの価格が公表されているが、EUでは全国単一の基本乳価を指定することを禁止しているため、あくまで勧告価格という位置付けである。この勧告価格をベースに、各乳業者が季節や品質のプレミアムを設定していくのである。なお、フランスでは2004年から酪農家に直接支払が行われるようになり、Cniel(全国酪農乳業事業者センター。生産者・乳業者団体等で構成。協議会に変わるものと考えられる)

の発表する「推奨価格」は有効性が無くなったが、一応の発表は続けられてきた。しかし、2008年4月以降、この「推奨価格」も公正取引委員会から指摘を受け、現在では各種の市場動向などのインジケーターを発表するにとどまっている。

次に、協同組合によるシステムがある。協同組合は、当然、酪農家に対して可能な限り合理的に支払うのが目的となるので、ここでの支払価格は単純化すれば【(販売によって得られる総利益－コスト)÷乳量】という数式に基づく。協同組合による生産量は多く、EU内で50%のシェアを占めている。最後は、民間の乳業者のシステムとして、「B to B」、即ち酪農家と乳業者との相対交渉によって契約を締結する方式で、1～3ヶ月先から複数年まで、決められた期間の乳価を設定するものである。なお、長期の契約を締結する場合は、まず酪農家に頭金(手付け金)を支払い、その後出荷乳量に応じて乳代を支払い、年末に「ベンチマーク」との比較を行い過不足の調整を行う。その際の「ベンチマーク」は、その地域の平均価格や近隣農家の5～6戸をバスケットするなど多様である。

いずれの乳価決定システムにも共通している点は、乳価決定のベンチマークは乳製品市場価格であり、その変動がリニアに乳価に反映される点である。つまり酪農家の生産コスト変動は乳価には基本的には無関係で、多少のネゴシエーションの余地が残されている程度であり、また、市場価格の変動を大きくかつ即座に受けるため、乳価改定までの期間が短く変動幅も大きい(EU加重平均で2000年以降の底値:06年5～6月26～27ユーロ/100kg→最高値:07年10月～08年1月38～40ユーロ/100kg→その後の底値:09年4月23～25ユーロ/100kg)。このため、原油価格上昇と乳価の大幅下落によって原価割れの逆境に立たされた酪農家の反発が、乳価は下落しているのに食品(牛乳・乳製品価格)の小売価格が高止まりでメーカー・流通に不当に搾取されているという不満と相まって、出荷ストライキやデモなどの直接的な行動に繋がったと考えられる。

EUの乳価決定システムが我が国と大きく異なる点は大きく3つ挙げられる。一つは、日本では全国の「指定生乳生産者団体が各乳業者と交渉」を行っている点、もう一つは「1年間」の乳価を決定している点、そ

して乳価水準は「生産コスト」を軸にしていることである。酪農家にとって、EUのシステムでは市場価格に反映された利益をすぐに享受できること、個別に相対取引をしている場合はより有利な販売先を選択できること、乳業者にとっても最終価格に転嫁しやすいなどのメリットがある反面、市場価格が生産コストを下回ると極端に収益性が悪化する、将来の乳価の不確実性が高く計画を立て難いなどのデメリットがある。

一方、我が国のシステムでは、EUほどの乳価の急激な変動がなく年間の計画を立て易い反面、合意形成に時間がかかることや、やはり急激な生産コストや乳製品市場価格の変化には即座に対応できないといった課題もある。

なお、国際市場や原料高の影響を受けやすい我が国のエネルギー分野では、既に市場の価格動向をより迅速に卸価格に反映させる方向へ舵を切っている。一昨年からの原油価格高騰以降、ガソリン価格は月に1～2度であった価格改定を毎週に、算出基準も原油調達価格や為替の変動から市場価格(先物価格・スポット価格や民間調査会社データなどを活用)に変更した。また、電気料金の燃料調整費は燃料価格の変動をより素早く料金に反映させられるようそれぞれ仕組みを変更している。この動きは製品マーケットの価格動向をより迅速に卸価格に反映させ、取引先や消費者により透明性の高い価格を提示することを目的としている。生乳においても、透明性・即時性が求められている環境にあるが、市場動向を基に価格を決定していく場合は、その急激な相場や生産コストの変動等の生産者・乳業者では対応しきれない部分にセーフティーネットを設け弾力的に運用するという方向性が欠かせないのではないだろうか。

(次回は現場からの報告を中心とする予定)

